

提 案 書

平成23年4月22日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 御中

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

連 絡 先

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」に対し、別紙のとおり提案します。

提案募集における検討項目		具体的内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1)線路敷設基盤(電柱・管路等)の開放による設備競争の促進	<p>1) 電柱・管路等については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の策定、その後の数次の改正により、オープン化の取組みは進展しているものと考えております。</p> <p>一方、線路敷設にあたって処理量の非常に多い道路や河川の二次占用手続きについては、道路等管理者(国、都道府県、市町村等)によって手続きの考え方等が異なるうえ、電子化も一部に止まっております。</p> <p>線路敷設を容易にすることは、ブロードバンドの普及促進に繋がるものと考えますので、次に例示するような道路等の二次占用手続きの簡素化や効率化を推進する措置を講じることについて検討頂くよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■敷設都度の申請ではなく、年1回程度まとめて申請する方法への統一化 ■申請様式、添付書類の統一化 ■申請受付や処理を担う、全道路等管理者共通システムの構築 等
	2)	<p>鉄塔等のオープン化措置の検討にあたっては、自己の電気通信事業用として建設し保有する鉄塔と、賃貸事業用として建設し保有する鉄塔とを、明確に区分して検討頂くことを、強く要望いたします。</p> <p>弊社は、他事業者が使用するための鉄塔を建設等し、それを賃貸する事業(以下、鉄塔賃貸事業)を行う会社として発足し、電気通信事業の開始後も現在に至るまで、電気通信事業とは別の事業として、鉄塔賃貸事業を展開しております。</p> <p>弊社鉄塔賃貸事業は、通信の自由化以降、携帯電話が現在のように普及する以前から、専門的なノウハウをもって地元交渉を実施し、また設備投資リスクを負いながら鉄塔を建設する等して、携帯電話事業者に対し基地局の設置場所を提供してきたものであります。</p> <p>加えて、鉄塔の共同利用についても、事業開始当初より積極的に提案しており、これら事業展開によって、携帯電話のエリア整備や利用者の利便性向上に貢献してきたと認識しております。</p> <p>対象設備に鉄塔等を追加した平成22年2月の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」改正の趣旨は、自己の電気通信事業用として建設された鉄塔の電気通信事業者間での共同利用を促すため、標準的な利用手続きや原価に近いレベルでの料金算定方法を定めたものと理解しております。</p> <p>このようななか、自己の電気通信事業用として建設し保有する鉄塔と、賃貸事業用として建設し保有する鉄塔について、明確な区分なく、更なる措置が講じられた場合、料金設定を含め本来自由であるべき鉄塔賃貸事業を推進していくうえでの全ての面で制約となります。</p> <p>これは、自由な事業展開や商行為を制限・制約しかねないという根本的な問題を含んでいることに加え、鉄塔賃貸事業の縮小によって、オープン化措置の目的に反して、携帯電話基地局の設置場所の選択肢を狭めることにも繋がると考えますので、賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、除外頂くことを念頭に検討を進めて頂くよう、改めて要望するものであります。</p>

提案募集における検討項目			具体的内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(1)線路敷設基盤(電柱・管路等)の開放による設備競争の促進	3)	<p>その他、ブロードバンド普及促進の観点から、線路敷設に関して措置が望まれるものとしては、私有地の取扱いが挙げられます。</p> <p>私有地にある電柱等に線路を添架する場合は勿論のこと、私有地の上空を線路が通過する場合も、当該私有地の所有者の承諾を得る必要があります。</p> <p>承諾が得られない場合、迂回ルートを検討することになりますが、迂回ルートが確保できないときは、近隣地区へのサービス提供ができません。</p> <p>そのため、所有者による私有地の利用に支障が生じる場合は例外として、特段の支障がない場合は、承諾頂くことを原則とするような措置を講じることについて、検討頂くよう要望いたします。</p>
	(2)NGN(次世代ネットワーク)のオープン化によるサービス競争の促進	1)	<p>PSTNとメタル回線による電話サービス中心の時代と異なり、現在は、次のように既に競争条件・競争環境が整っており、競争事業者自らの創意工夫や事業戦略により、IP網やアクセス回線等を様々な形で組合せて、様々なサービスを提供できる状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■IP網について、独自に構築し、もしくはNTT東西殿から借りて、サービスを提供することが可能 ■アクセス回線について、独自に構築し、もしくはNTT東西殿から借りて、サービスを提供することが可能 ■ISP機能について、独自に、もしくはISP事業者と提携して、サービスを提供することが可能 <p>このような状況下において、NTT-NGNにおけるGC類似接続といった、アクセス回線が、アンバンドルされていないNTT東西殿のメタル回線しか存在せず、また電話サービス中心であった時代の施策を検討する必要性は極めて低いと考えます。</p> <p>一方で、NTT-NGNにおいて、従来のIP網と異なる特徴として具備されている「通信プラットフォーム機能」については、コンテンツ・アプリケーションレイヤへの影響が懸念され、またNTTグループ内連携の基盤になり得ることから、公正競争環境を確保していくうえで、十分注視が必要と考えております。</p> <p>そのため、NTT-NGNのオープン化やNTT-NGNにおける事業者間競争の在り方を検討するにあたっては、「通信プラットフォーム機能」の在り方に、重点を置いて検討することが重要と考えます。</p>

提案募集における検討項目		具体的内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(3) モバイル市場の競争促進	<p>1) モバイル市場は、国の有限希少な電波を利用するという点において、固定通信市場と異なり、閉鎖性の高い市場であると考えております。</p> <p>2) 市場と異なり、閉鎖性の高い市場であると考えております。</p> <p>3) このようなモバイル市場を活性化するためには、電波の割当てを受けていない事業者の市場参入が重要であり、その手立てとしてはMVNO事業を更に振興するしかないと考えます。</p> <p>この点、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」や「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の制定・改定等により、順次措置されているところではあります。MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していただけるだけの条件は、まだ十分整っていないと考えております。</p> <p>そのため、まず次に例示する事項等について、取組んで頂くことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続メニューまたは卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等) ■ 接続料または卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ■ SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 <p>また、上記取組みを推進し、更にMVNO事業を振興するために、次の観点を踏まえ、少なくとも大手携帯電話事業者3社を対象に、より強い接続規制を導入すること等について検討すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ そもそもMVNO事業を振興するうえで、有限希少な電波の割当てを受けているMNOには、一定の規制が必要であること ■ 大手携帯電話事業者の契約数が、固定通信の各市場の顧客規模に匹敵する規模にあり、既に情報通信市場全体に対して大きな影響力を保持していること

提案募集における検討項目	具体的内容	
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	<p>1) 毎年度の継続的なチェックについては、既存の競争評価制度、競争セーフガード制度を活用して実施することが適当と考えますが、より適切なチェックを行う観点から、特に次の事項の実施を提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ブロードバンドの普及率を向上するうえで、最も重要であるブロードバンドの利活用について、その進展度合いや消費者嗜好の動向等を分析・評価する仕組みを導入 ■競争セーフガード制度の実効性を更に高める観点から、客観的な検証が可能となるような、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入 ■競争評価制度において、次のように多角的な観点から、分析・評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等の無線ブロードバンドを含めたブロードバンド市場の状況 ・NTTグループをはじめとした企業グループの市場への影響力 ・NTT東西殿の活用業務による市場・競争環境への影響 ・NTT東西殿の各種接続料による設備競争への影響 等 <p>2) 基本的には、毎年度の継続的なチェックの結果を総括する形で検証することが適当と考えますが、特にブロードバンドの普及において、最も重要であるブロードバンドの利活用について、その進展度合いや消費者嗜好の動向等を、重点的に検証することが必要と考えます。</p> <p>その際には、ブロードバンドの利活用促進にとって必須の取組みである電子行政の実現状況、ICT利活用を妨げる各種制度・規制の見直し状況についても、あわせて検証することが重要と考えます。</p> <p>また、上記のほか、包括的な検証にあたっては、次の点に留意することも必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■NTTの経営形態に関しては、グループドミナンスの観点から検証を行い、改めてNTTグループ全体の在り方を検討 ■市場、技術、その他環境の変化を踏まえ、2015年頃を目途とした全世帯でのブロードバンド利用の実現という目標そのもの(整備すべきインフラ水準や想定される技術等)について検証

提案募集における検討項目		具体的内容
1. ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方	<p>3) ①NTTグループ会社間取引に対する規制の厳正化</p> <p>4) NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。</p> <p>NTTグループ内に閉じた連携は、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、グループドミナンスの排除の観点から、次に例示するような行為規制の厳正化が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止(協議時期の同等性) ■NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止(技術の中立性) ■NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用の禁止(ブランドの中立性) <p>また、委託会社を通じた不透明なグループ連携を抑止するため、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が適用されるよう、資本関係のない委託会社への管理監督義務の明確化等も必要であると考えます。</p> <p>②固定通信と移動通信の融合・連携の進展を踏まえた検討</p> <p>大手携帯電話事業者の契約数は、固定通信の各市場の顧客規模に匹敵する規模にあり、今後携帯電話を中心としたグループ全体での顧客基盤やブランド力をもとに、更に情報通信市場全体に影響力を拡大していくものと想定されます。</p> <p>また、固定と無線を連携等させる多様な端末が開発されるなか、特に携帯電話事業者が、当該端末を使ったサービス等を積極的に投入しつつあり、今後固定通信と移動通信の融合・連携が更に進展するものと考えております。</p> <p>加えて、これにより本来携帯電話事業者が処理すべきトラフィックが、固定通信事業者との協議が整う前、もしくは知らないうちに、固定通信事業者のネットワークに流れ込み、通話品質確保を難しくする、またはネットワークコストの適正負担が歪められるといった懸念も高まっております。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後のドミナント規制や公正競争環境担保の在り方について、次の観点から検討することが必要と考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■情報通信市場全体で、相当の顧客基盤をもつ「企業グループ」の存在を、どう捉えるか ■現行の固定通信市場、移動通信市場に二分したドミナント規制の枠組みが、市場環境に見合っているか ■固定通信事業者・携帯電話事業者間のネットワークコストの適正負担を、どう担保するか

提案募集における検討項目		具体的内容
2. 電話網 (PSTN) からIP網への円滑な移行の在り方について	(1) PSTN からIP網への移行に伴う利用者保護の在り方	<p>1) PSTNで提供している具体的なサービスの取扱いについては、いずれの類型</p> <p>2) においても、利用者保護の観点から、利用者への十分な周知と、移行にあたってのきめ細かなサポートが必要と考えます。</p> <p>3)</p> <p>4) 周知や移行サポートは、基本的にはNTT東西殿の責任にて行うべきことでは</p> <p>5) ありますが、一方で、周知やサポートの際に、NTT東西殿のIP網で提供されているサービスのみを代替サービスとして利用者に案内することは、利用者の選択肢を限定することになるうえ、PSTNで提供されているサービスの独占性を継承することになりかねません。</p> <p>そのため、PSTNからIP網への移行にあたっての周知やサポートの在り方については、次に例示するような措置等、利用者保護と公正競争確保の両面から十分検討することが重要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■利用者にわかり易いよう、一般に広く認知されているナンバーディスプレイ、キャッチホン、ボイスワープ等のNTT東西殿のサービス名称を、他事業者でも自由に使用できるよう、一般名称化すること ■利用者の選択肢を広く提示するため、他事業者のサービスを含めて代替サービスを案内すること ■利用者に対し、他事業者が提供するサービスを含めて代替サービスを公平・適切に案内できるような窓口を設けること
	(2) PSTN からIP網への移行に伴う事業者対応の在り方	<p>1) IP網同士の直接接続を実現するにあたっては、PSTNからIP網への移行を単なるテクノロジーの置換として捉えるのではなく、どのようなネットワーク構成にすれば、効率的で低コストなものとなるのかという視点を入れて検討することが重要と考えます。</p> <p>そのうえで、技術的に実現可能かどうかといった技術面での検討を進め、NTT東西殿と各社の現行の接続が途切れることがないように円滑にネットワーク構成の切替えが行える手順等を含めて、NTT東西殿が提案している関係事業者間の意識合わせを行う場にて検討することが必要と考えます。</p> <p>特に、NTT東西殿独自の技術仕様は、他事業者におけるコスト増や公正競争の阻害に繋がりますので、NTT東西殿独自の技術仕様の採用、更には当該技術仕様の他事業者への押付けが生じないよう、関係事業者間での合意形成を十分行いながら、技術検討を進めることが重要と考えます。</p> <p>また、関係事業者間の意識合わせを行う場の運営については、固定電話事業者だけの問題ではないため、携帯電話事業者等を含めた関係する全事業者の参加は勿論のこと、オブザーバ等での総務省殿の参加も望ましいと考えております。</p>

提案募集における検討項目		具体的内容
2. 電話網 (PSTN) からIP網 への円滑 な移行の 在り方に ついて	(2) PSTN からIP網 への移行 に伴う事 業者対応 の在り方	2) 今後、双方向で利用できる番号ポータビリティ機能の実現を図っていくことは、あるべき方向性と考えております。 ただし、その実現にあたっては、一部事業者だけで行うのではなく、全ての固定電話事業者による実現が、公正競争環境や利用者利便性の確保の観点から重要と考えますので、実現時期を含めて、まずは関係する全ての事業者による合意形成が必要と考えます。 また、前提として、NTT東西殿において、加入電話の回線名義人情報の洗替え徹底や回線名義人照合時の柔軟対応等、現状の課題に引続き取り組んで頂くことは勿論のこと、そもそも加入電話において回線名義人と利用者の二元管理になっているという根本的な問題を解決して頂くことが求められます。 そのうえで、中立的な第三者機関にて電話番号の管理や運用等を行うことを基本に、考えられる実現方法について、コスト面・運用面等を比較検討し、最適な方法を選択するといったアプローチを進めることが適当と考えます。

以 上